

お客様各位

平成29年12月
豊田信用金庫

預金口座へのマイナンバー付番が開始されることについてのお知らせ

預金口座へのマイナンバー付番が開始されます

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、平成30年1月1日より預金口座付番が開始されます。

したがって、豊田信用金庫では平成30年1月1日以降は、新規で預金口座を開設する場合などの取引において、任意ではありますが、お客様にマイナンバー届出のご協力をお願いすることになります。